

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 R6 : 1,722回, R7: 1,749回	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) 法改正により、令和6年4月から運用を開始。 現時点まで発表実績なし。
発表基準	<u>府県予報区等内の1地点以上</u>で、翌日又は当日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>33以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表	<u>都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点(気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。)</u>※で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表 (自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると思われる場合においても発表)
発表時間	前日 17時頃 及び 当日 朝 5 時頃 に発表	前日 10時頃 における翌日の予測値で判断し、 前日 14時頃 に発表

令和8年度運用期間：令和8年4月22日～令和8年10月21日

※昨年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。